

様式第36号（第18条関係）

## 工事請負等請書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯  
[注]工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5 請負代金 金 円  
うち取引に係る消費税 金 円  
及び地方消費税の額

6 契約保証金 免除

7 その他特定条件

上記の建設工事について、吉川市契約規則及び次の条項を遵守の上、お請けします。

第1条 工事は、吉川市備付けの図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）により施工するものとする。

第2条 設計図書に明示されていないもの又は設計図書で符合しないものがあるときは、工事監督員の指示に従うものとする。

第3条 工事が完成したときは、その旨を通知するものとする。

2 検査は、前項の通知をした日から10日以内に受け、当該検査に合格したときは、工事受渡書により引渡しするものとする。

第4条 請負代金は、前条の検査に合格した後適法な請求書を受領された日から30日以内に支払を受けるものとする。

2 請負代金が前項の支払期日までに支払われない場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第246号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）を

乗じて計算した額の遅延利息の支払を受けるものとする。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第5条 工期内に工事を完成することのできない場合は、完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負代金から可分の出来形部分等に対する請負代金を控除した額につき、基準率を乗じて計算した額の違約金を支払うものとする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第6条 次のいずれかに該当するときは、契約を解除されても差し支えない。

(1) 正当な理由がなく工期の始期を過ぎても着工しないとき。

(2) 工期内又は期限後相当の期間内においても当該工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 関係法令の規定に違反したとき。

第7条 前各条に定めるもののほか定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。

年 月 日

住所  
受注者  
氏名

印

(宛先) 吉川市長